

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	カルシア改質土の施工条件を踏まえた所要品質確保に係る研究委託
業 務 概 要	カルシア改質土の品質を確保しつつ、カルシア改質土の混合時間短縮等の課題を解決するため、落下混合工法における最適な混合材料の現場適用に向けた検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得る。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所長 安達 崇 国土交通省中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所 広島市南区宇品海岸3-10-28
契 約 年 月 日	令和7年6月24日
契 約 業 者 名	国立大学法人 広島大学
契 約 業 者 の 住 所	広島県東広島市鏡山1丁目3-2
契 約 金 額 (税 込 み)	¥4,974,953
予 定 価 格 (税 込 み)	¥4,974,953
随意契約によることとした理由	<p>本業務は、カルシア改質土の品質を確保しつつ、カルシア改質土の混合時間短縮等の課題を解決するため、落下混合工法における最適な混合材料の現場適用に向けた検討を行い、港湾整備への適用にあたっての知見を得るものである。</p> <p>業務の遂行にあたっては、カルシア改質土を用いた混合材に係る研究実績を有していること、混合材としてのPVA（ポリビニルアルコール）や牡蠣殻での強度発現特性、濁り抑制効果、長期安定性などの基礎的な知見を有していること、また落下混合工法での攪拌・混合機構を再現した混合器を試作することができ、試作器を用いた室内試験を行うための施設を保有又は使用できることが必要である。</p> <p>国立大学法人広島大学は、カルシア改質土を用いた混合材に関する様々な研究実績があり、PVA や牡蠣殻といった材料との組み合わせによる強度発現特性の把握、投入時の濁り抑制効果および長期安定性について高度な知見を有している。また、落下混合工法による攪拌・混合機構を再現した混合器を試作することができ、試作器を用いた室内試験を行うための施設を学内に有している。以上のことから、本業務を遂行するにあたり必要な能力を有している。</p> <p>本業務を遂行するにあたり必要な能力を有する者は、国立大学法人広島大学以外にも存在する可能性があることから、令和7年5月16日から令和7年6月6日までの期間において、本業務の受託希望者の公募を行ったが、参加意思確認書の提出者がいなかった。</p> <p>以上のことから、会計法第29条の3第4項（「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」）、予決令第102条の4第3項に基づき、国立大学法人広島大学と随意契約を行うものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和7年6月24日
履 行 期 間 (至)	令和8年3月16日
備 考	